

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第7号））

教育長の職務代理者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項の規定に基づき教育長に代わりその職務を行う者を、平成27年3月19日から平成27年3月31日までの間は、教育委員会事務局理事とする。

平成27年3月19日

大阪府教育委員会

<参考>

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育長の事務局の統括等）

第二十条（略）

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

大阪府教育委員会通則

第九条の三 教育次長は教育長を補佐し、単独の課の事務を監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、別に定めがある場合を除き、その職務を代理する。